

3 概ね 5 年で実施する取り組みと今後の取り組み（アクションプラン）

3.1 新河岸川流域全体

3.1.1 概ね 5 年で実施する取り組み

具体の取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね 5 年後までに実施する取り組みを、新河岸川流域全体で設定しました。

(1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの特徴と現状の課題を、マスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-1 新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会 経済被害を極力 軽減する安全・安 心な社会の構築	① 総合治水対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成 ・上流左岸の低地には水田と畑が多く残る ・下流域は市街化が進展している ・表面中間流出 43%、地下水涵養 24%、蒸発散 32% ・市街化率 69%
	② 水防災意識社 会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・近年浸水被害が発生
2. 自然環境が保全 され人間社会の 営みとの適切な バランスを保つ た水循環系の実 現	③ 地下水涵養の 促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成 ・地下水涵養 ・支川の水量確保 ・市街化率 69%
	④ 適正な水利用 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水涵養 ・支川の水量確保 ・支川の水質維持、向上 ・高度処理水が還元されている
	⑤ 豊かで清らか なながれの確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水涵養 ・支川の水量の確保 ・支川の水質維持、向上
3. 流域の水辺に多 くの市民が集う 水辺環境や自然 環境の形成	⑥ 市民が集う水 辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然、景観保全 ・支川の水質維持、向上 ・親水イベント、環境学習の継続、推進（河岸場跡や舟問屋の文化財の有効活用）
	⑦ 多自然川づく りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然、景観保全 ・水質維持、向上
4. 人と人が水を通 じてつながりあ う社会の構築	⑧ 連携・協働、市 民参加、環境学 習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・親水イベント、環境学習の継続、推進（河岸場跡や舟問屋の文化財の有効活用） ・市民の「水循環」の認知度向上、意識醸成

青字：特徴 赤字：課題

項目	新河岸川本川、流域全体
治水	<ul style="list-style-type: none"> ■ 床上浸水 797 棟、床下浸水 1,693 棟（近 5 年間） ■ 新河岸川全体の合計値。 ■ 内水による浸水被害が多いが、H28 年台風 9 号によって流域内の支川で溢水や護岸崩壊も発生した。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 流域全体の市街化率 69% ■ 本川の上流左岸の低地には水田が多く残されている。 ■ 本川の下流域では市街化が進展している。
水収支	<ul style="list-style-type: none"> ■ 表面・中間流出 43、地下水涵養 24、蒸発散 32 ※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります ■ 新河岸川流域全体の割合。 ■ 流域全体として、地下水涵養量の回復が重要となる。
平常時の水量	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新河岸川本川比流量 0.10m³/s/km²（近 5 年間） ■ 本川では、下水道普及による流量減少の傾向は見受けられない。これは、新河岸川上流水再生センターで放流されるためと推察される。 ■ 本川上流では、昭和後期や平成初期はやや水量が多い時期もあったが、平成 10 年頃以降ほぼ一定。
河川水質	<ul style="list-style-type: none"> ■ BOD1.5 mg/L、COD4.0 mg/L（旭橋、近 5 年間の 75%値） ■ BOD2.3 mg/L、COD4.7 mg/L（いろは橋、近 5 年間の 75%値） ■ 本川の水質は全川を通して大幅に改善。 ■ 下水道の普及に伴い水質が改善したが、下水道整備が完了したことで近 5 年程度の水質は横ばい。
親水	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本川沿いで親水施設が整備されている箇所がある。
歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河岸場跡や舟問屋の文化財等が多く残されており、地域のシンボルとなっている。 ■ 舟運を観光としている自治体もある。

図 3-1 新河岸川流域全体と新河岸川本川ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-2 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（1/2）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 市民個人が行う取り組み 市民団体が行う取り組み 市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	①総合治水対 策の推進	a 雨水貯留・浸透 施設の普及 b 自然地の質の 向上 c 内水氾濫の軽 減	1	市民	a 個人宅において、雨水浸透ますの 設置や宅地内貯留をおこない、その 普及に努めます。	良好な状態 の継続
			2		a,c 設置された雨水浸透ます等のメ ンテナンスを推進します。	設置および 継続的な維 持管理
			3		b 緑地等を保全・清掃します。	継続的実施
			4		c 住宅の周辺など身近な側溝等を清 掃します。	設置および 継続的な維 持管理
	②水防災意識 社会の実現	d 洪水時の安全 な避難確保	5		d 避難行動を的確に行うためのマイ タイムラインを作成します。	実施と定期的 な確認
			6		d 気象情報や水位情報等のリスク情 報を収集します。	平常時から の実施
			7		d ハザードマップを市民自ら確認しま す。	平常時から の実施
			8		d 家族や仲間と避難について話し合 い、洪水時の安全な避難確保に取組 みます。	定期的な確 認、実施
			9		d 水害を想定した避難訓練に参加し ます。	継続参加、 家族、知人 等のお誘い
			10		f 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	f 自然地の質の 向上	10		f 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続
	④適正な水利 用の推進	e 地下水の保持 g 雨水の利用促 進 h 節水の推進	11		e,g,h 米のとぎ汁は植木に与えるな ど、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			12		e,g,h 災害への備えおよび節水とし て、お風呂の水を常時ためておく等、 適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			13		g 雨水タンクを設置する等、雨水の 利用を促進します。	設置および 継続的な維 持管理
			14		h 節水型の製品(シャワー、トイレ、 洗濯機など)を導入するなど、節水を 行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
	⑤豊かで清らか ながれの確保	i 河川水量・水質 の保全	15		i 川の水量・水質の一斉調査に参加 し、その保全・向上にも取組みます。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い
			16		i 新河岸川水系における水辺の総合 調査に参加し、調査データを水辺環 境保全・向上活動に提供します。	継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い
			17		i 油を流さない等の生活排水対策を 行い、水質の保全に努めます。	継続的実施
18				i 除草剤などの使用を適正に行う 等、水質の保全に努めます。	継続的実施	

表 3-3 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（2/2）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 市民個人が行う取り組み 市民団体が行う取り組み 市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	j 河川を中心とした景観形成	19	市民	j,k 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
		k 河川水量・水質の保全 l 生物多様性の保全	20		k,l 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
	⑦多自然川づくりの推進	k 河川水量・水質の保全 l 生物多様性の保全	21		k,l 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	m 川への関心向上 n 河川環境教育の推進 o 市民団体の連携・協働 p 市民と行政、企業の連携・協働 q 水循環に関する意識の醸成 r 水害を想定した避難訓練の推進	22		l 特定外来生物などを防除します。	適宜実施
			23		m 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			24		m,n,p 川まつり、川下り等、川に関するイベントの企画・開催について考えます。	継続実施
			25		m 特定外来生物などを防除します。	適宜実施
			26		m,n,o 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			27		m,n,o 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			28		p 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施
			29		q 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施
			30	q 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			31	r 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い	

表 3-4 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（1/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する				
		双方向型	★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する				
			★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 土地利用の規制、誘導(宅地造成の抑制等) b 雨水貯留・浸透施設の普及 c 超過洪水(気候変動による大雨)への適応策 d 河川、水路の改修 e 河川の堆積土砂・ヘドロ等の抑制 f ハザードマップの作成・周知・見直し	1	埼玉県	a 市街化調整区域における土地利用の方針として、土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域について、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じることとします。	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マス)の変更	★★☆
			2	東京都	b 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を促進します(総合治水対策協議会の運営、開発時における指導)。対策強化流域(白子川・柳瀬川流域)においては、民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置について助成を行う区市町への補助を行います。	継続実施	★★☆
			3	東京都	b 「水の有効利用促進要綱」に基づき、一定規模以上の建築物又は開発事業を計画されている事業者へ、雑用水利用・雨水利用・雨水浸透など、水の有効利用と雨水浸透への協力をお願いします。	継続実施	★★☆
			4	埼玉県	b 貯留浸透ますを設置します。	継続実施	★★☆
			5	東京都、埼玉県	c 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組方針を実行します。(東京都、埼玉県それぞれの取り組み方針の実行)	継続実施	★★☆
			6	東京都、埼玉県	d 河川整備計画に基づき河川整備をします。	継続実施	★★☆
			7	東京都、埼玉県	e 河道掘削、樹木伐採による河積阻害の抑制および堆積土砂・ヘドロの浚渫をします。	適宜実施	★★☆
	②水防災意識社会の実現	g 情報収集・連絡体制の整備 h 避難行動を促すためのリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信体制構築(水位計の設置等を含む) i 防災教育・河川環境教育 j 河川施設の役割について地域住民の理解を深める活動 k 堤防復旧、排水活動の各種計画策定	8	東京都	f 浸水予想区域図を作成し公表します。	継続実施	★★☆
			9	埼玉県	f 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(県管理河川)を公表します。	継続実施	★★★
			10	東京都、埼玉県	g 水位周知情報・洪水予報の伝達方法の整理及び効率化を図ります。また、水防計画による連絡体制を構築します。	継続および適宜見直し	★★☆
			11	東京都	h 雨量・河川水位等(洪水情報)を提供します。	継続実施	★★☆
			12	東京都、埼玉県	i,j 水防災に関する出前講座を実施します。(依頼時に対応)	適宜実施	★★☆
			13	東京都	i,j 総合治水推進週間に河川、下水道、流域対策の施設見学会を実施します。また、動画で河川施設の紹介および水防災意識の啓発を行います。	継続実施	★★☆
			14	東京都、埼玉県	k 水防計画を作成し、公表します。	毎年更新	★★☆

表 3-5 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（2/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型					
		双方向型					
				★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
				★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
				★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の目標	実施段階
2. 自然環境が保全され人間社会の営みの適切なバランスを保つた水循環系の実現	③地下水涵養の促進	l 雨水浸透施設の普及 m 地下水の保全と管理(モニタリング)、地下水揚水の適正化	15	東京都	l 公共施設や民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置を促進します(総合治水対策協議会の運営、開発時における指導)。対策強化流域(白子川・柳瀬川流域)においては、民間施設を対象に雨水貯留浸透施設の設置について助成を行う区市町への補助を行います。	継続実施	★★☆
			16	東京都	l, n 「水の有効利用促進要綱」に基づき、一定規模以上の建築物又は開発事業を計画されている事業者へ、雑用水利用・雨水利用・雨水浸透など、水の有効利用と雨水浸透への協力をお願いします。	継続実施	★★☆
			17	埼玉県	l 貯留浸透ますを設置します。	継続実施	★★☆
			18	東京都	m 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づき、動力を用いる揚水施設から区市等に提出された「地下水揚水量報告書」を情報提供いただき、集計して東京都環境局HPで公表します。	継続実施	★★☆
			19	埼玉県	m 定期的な地下水位の観測、水質汚濁防止法に基づく地下水質の調査を実施します。	継続実施	★★☆
			20	埼玉県	m 工業用水法・ビル用水法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき地下水採取を規制します。(関東平野北部地盤沈下対策要綱の埼玉県保全地域)	継続実施	★★☆
	④適正な水利用の推進	n 雨水の利用促進 o 節水の推進・意識啓発	21	埼玉県	n, o 県広報紙、ホームページを通じた雨水活用、節水広報を実施します。	継続実施	★★☆

表 3-6 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（3/5）

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保つた水循 環系の実現	⑤豊かで清らか なながれの確保	p 河川流量の確保・水質の保全 q 湧水の保全 r 瀬切れ対策 s 合併処理浄化槽の推進 t 工場排水の規制、監視の強化（企業の環境活動の推進） u 生活排水対策の推進（浄化槽の維持管理の啓発・補助など）	22	埼玉県	p 水質汚濁防止法による排水規制より厳しい基準を条例により制定し、指導します。また、小規模な事業所についても油水分離槽等の排水処理施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			23	埼玉県	p 定期的な流量観測を実施します。	継続実施	★★☆
			24	埼玉県	p 水質汚濁防止法に基づく、水質の調査を実施します。	継続実施	★★☆
			25	埼玉県	q 湧水地の現地調査及び水質分析を行います。	継続実施	★★☆
			26	埼玉県	r 高度処理した下水処理水を不老川へ送水します。	継続実施	★★☆
			27	埼玉県	s 単独処理浄化槽及びびくみ取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する際に補助金を交付します。	令和7年度に生活排水処理率100%	★★☆
			28	埼玉県	t 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行います。	継続実施	★★☆
			29	埼玉県	u 浄化槽新設者への訪問啓発、回覧板・広報紙等を用いた啓発、法定検査受検案内（通知等）の実施、中規模浄化槽や補助浄化槽への法定検査・受検指導を行います。	法定検査受検率の向上	★★★

表 3-7 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体（4/5）

		行政で行う取り組み					
		情報提供型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する				
		双方向型	★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する				
			★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する				
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	v 河川を中心とした景観形成 w 河川流量の確保・水質の保全 x 水辺へのアクセスの整備 y 市民・市町村・河川管理者が一体となつての川沿いのまちづくり z 矢板護岸・不法占有の対策	30	東京都	v 管理用通路や旧川整備箇所等の流水に影響のない範囲に生育する樹木について、剪定など適正に維持管理します。	継続実施	★★☆
			31	埼玉県	v 河川敷におけるゴミの撤去を進めるとともに、ゴミの不法投棄削減のための注意看板を設置します。	継続実施	★★☆
			32	埼玉県	v 河川事業に伴う代替候補地について、用地に余裕がある場所などを整理します。	継続実施	★★☆
			33	埼玉県	v 河畔林を保全します。	継続実施	★★☆
			34	埼玉県	v 自然の力によって瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮した整備を検討します。	継続実施	★★☆
			35	東京都、埼玉県	w 河道掘削、樹木伐採による河積阻害の抑制および堆積土砂・ヘドロの浚渫をします。	適宜実施	★★☆
			36	埼玉県	w 定期的な流量観測を実施します。	継続実施	★★☆
			37	埼玉県	w 水質汚濁防止法に基づく、水質の調査を実施します。	継続実施	★★☆
			38	埼玉県	w 水質汚濁防止法による排水規制より厳しい基準を条例により制定し、指導します。また、小規模な事業所についても油水分離槽等の排水処理施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			39	埼玉県	x 管理用通路、親水広場の整備を検討します。	継続実施	★★☆
			40	埼玉県	y 「かわまちづくり」の実現に向けた必要なソフト支援を行います。	継続実施	★★☆
			41	埼玉県	z 河川パトロールを実施します。	継続実施	★★☆
			42	埼玉県（さいたま市と協働）	桜並木の維持管理（びん沼川）を行います。	継続	★★☆
				⑦多自然川づくりの推進	A 生きものの生息・生育環境に配慮した河川整備	43	埼玉県

表 3-8 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：新河岸川流域全体 (5/5)

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	B 川への関心向上 C 市民と行政の意見交換の場の開催 D 市民・市民団体・企業と行政との協働 E 上流域と下流域の市民の交流 F 行政間の連携の充実 G 市民団体同士の交流の促進 H 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援 I 水循環・水環境の状態に関するデータ・情報の公開 J 水循環、河川整備の認知向上	44	東京都	B 東京都下水道局ホームページで、広報・教育・見学の項目を設置し、下水道の仕組み等について紹介します。	継続実施	★★☆
			45	東京都	B シンポジウム等を実施します。	継続実施	★★☆
			46	東京都	B 河川事業に関する子供向けパンフレットを作成します。	適宜実施	★★☆
			47	埼玉県	C,D,E,F 新河岸川流域川づくり懇談会を開催します。	継続実施	★★☆
			48	東京都、埼玉県	F「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災対策協議会を実施します。	継続実施	★★☆
			49	東京都、埼玉県	F 埼玉県・東京都で実施する会議等の機会を通じて河川整備の情報共有と連携を行います。	継続実施	★★☆
			50	埼玉県	G 川の再生交流会を開催します。	継続実施	★★☆
			51	東京都、埼玉県	H 川まつり等のイベントにおける河川敷の使用許可および後援を行います。	継続実施	★★☆
			52	埼玉県	H 川の国応援団制度を活用した市民活動への支援を実施します。(資材の貸出・提供、環境学習の講師派遣等)	川の国応援団への支援件数300件	★★☆
			53	埼玉県	I 定期的な流量観測と、水質汚濁防止法に基づく、水質の調査データを公開します。	継続実施	★★☆
			54	東京都	J 工事情報を、流域連絡会やHPにより周知する等、情報公開の多様な手段を検討します。	継続実施	★★☆
			55	東京都、埼玉県	D 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆

3.1.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-9 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：新河岸川流域全体

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	—
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。 ・固有種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来種、特定外来植物の防除を推進していきます。
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。

表 3-10 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：新河岸川流域全体

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	・行政・市民各々で流出抑制対策の更なる推進を目指す。また、水害リスク情報周知ツールを共有するほか、防災意識向上のため「出前講座、小中学校を対象とした防災教育支援」を推進していきます。
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	・環境と人の営みの適正なバランスを保った水循環系を実現するため、グリーンインフラの整備を推進していきます。 ・清瀬水再生センターの設備の再構築に合わせ、窒素やリンをより多く削減する高度処理の整備を推進していきます。
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	・人々が憩う身近な水辺環境をつくるため、「水辺の交流イベント」を充実させていきます。 ・ボランティア活動等、市民の清掃活動で出たゴミの無償処理を可能な範囲で対応していきます。 ・施設の改修や修繕のタイミングに合わせて生態系に配慮した工夫を検討していきます。 ・カワセミ等の営巣が確認されている箇所では、生物環境に配慮した整備を検討していきます。 ・施設整備に合わせて管理用通路や、可能な範囲で親水護岸等の整備を実施していきます。 ・清水富士見緑地の樹木生育状況について経過観測しながら、東京都と地元市が連携し対応の必要性を検討していきます。
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	・ブロックの水循環に対する課題を共有できる人を増やすため、周知資料を作成し、行政内他部局や近隣住民に周知活動を実施し、「協議ができる人の育成と場の設立」を目指していきます。 ・ボランティア活動等、市民の清掃活動で出たゴミの無償処理を可能な範囲で対応していきます。